

一時前記代表ハ實ニ社長ヲ訪問交渉シル大會社側ハ五十三名  
解雇ヲ四十三名ト爲ス上旨ノ言質シ興ヘタルニ未タ共合側、承  
服スル所トナラス会見ヲ了セリ

二共和側ハ退社後電車庫内ニ甚大役員会議室解雇手許議、方案  
原論有中ニテ東京方面交渉協組合、後援ヲ蒙ケ能シ此斗争ノハ  
シ等氣勢ヲ挙シルモノアリタルカ

(A) 解雇者ハ北三名ニ止ム、レ度ニト

(B) 徒末役員会社ニ一時別手當トシテ受取シ店ハ金八六  
六円(一立穀)、其外ノ過ノ補遺ノ條件シテ支拂スルニト

三断シテ會代表者ハ會社ト折衝シ至リテ、墨子ヲ不體凡日再会見  
シ約ノ是社セリ

#### 六、解決、經過並解決條件

前約通り九日午後一時半より、會代表委員相合以下八名ハ大社  
ニ於テ小次社長大河内重一、川上秋等ト會見種々折衝、結果今日

午後六時ニ至り左、條件ヲ以テ妥協成立解決セリ  
解決條件(附帶條件)

一、特別手當ヲ金毫スルニト

二、解雇者ヲ三十名トスルニト

三、末口立日ヲ以テ算給期ニ達スル者ニハ相當承認ヲ認ムニト

四、勤務年限多年ニ及シシ者ニ對シ資格變更ヲ認ヘン  
コト

五、給料十三日分ヲ手當トシテ入給スルニト

六、本期賞與ヲ入給スルニト

(註 第三項以下ハ今回、解雇者ニ對スル附帶條件トシテ會社ニ於  
テ認メシルニナリ)

#### 八、被解雇者、發表ト解雇手當其ノ他

前項ノ三回リノ條件ヲ以テ解決シテ解雇者三十名ノ氏名ハ  
翌十日會社ヨリ解雇手當其ノ他ト共ニ左一通り發表セリ